

自由が丘中公園バス待合施設

指定管理者募集要項

①

令和 7 年 8 月

兵庫県三木市

目 次

1	指定管理者の募集	1
2	対象施設の概要	1
3	施設の設置目的	2
4	指定管理者が行う業務の概要	2
5	指定期間	2
6	応募資格及び欠格事項	2
	(1) 応募資格	
	(2) 欠格事項	
7	募集及び申請	3
	(1) 募集	
	(2) 現地説明会（見学）会の開催	
	(3) 申請	
	(4) 提出部数	
	(5) 提出方法	
	(6) その他	
8	指定管理料等の経費	6
	(1) 指定管理料の考え方	
	(2) 指定管理者の収入	
	(3) 指定管理者の支出	
	(4) 指定管理料の積算	
	(5) 指定管理料の上限額	
	(6) 休館期間中の取扱い	
9	指定管理者の選定	7
10	協定の締結	8
11	管理運営準備及び引継ぎ	8
12	問合せ及び申請書提出先	8
	(別表1) 審査基準	9

自由が丘中公園バス待合施設指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

市では、自由が丘中公園バス待合施設（以下「施設」という。）において、施設の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三木市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第2条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 施設名

自由が丘中公園バス待合施設（通称：わくわくステーション）

(2) 所在地

兵庫県三木市志染町中自由が丘2丁目372番地の13

(3) 管理範囲

施設及びその周辺、自由が丘中公園西側エリア駐車場（以下「駐車場」という。）、自由が丘中公園西側法面及びその周辺（以下「西側法面等」という。）並びに自由が丘中公園バスロータリー（利用管理に限る。）

なお、施設（北館）の一部を三木市地域ふれあいバス（自由が丘線）（以下「地域ふれあいバス」という。）の運行受託者の事務所として使用するため、この部分については管理範囲から除きます。

(4) 面積

ア 施設 設：125.18 m²

（本館：90.00 m²、

北館：27.32 m²、

倉庫：7.86 m²）

※ 地域ふれあいバスの運行受託者の事務所を含む。

イ 駐車場：917.73 m²（台数27台分）

※ 地域ふれあいバスの車両2台分を含む。

ウ 西側法面等：約410 m²

3 施設の設置目的

路線バス及び地域ふれあいバスの利用者の利便性の向上、近隣住民の交流の場の提供及び高齢者の買い物などの生活支援を目的として設置しています。

4 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者は、当施設の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行います。

なお、詳細については、「自由が丘中公園バス待合施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 施設の維持管理等に関する業務
- (2) 施設の提供及び運営に関する業務
- (3) その他施設の管理運営に必要な業務

5 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）

ただし、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格及び欠格事項

(1) 応募資格

法人その他の団体又はそのグループ（個人での応募はできません。）で、施設の管理運営を行うための人的及び物的管理能力を有しており、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めてください。この場合、代表団体及び構成団体のいずれもが応募資格を満たしていることが必要です。

また、グループ応募の各構成団体は、他の複数のグループの構成団体になることができないほか、単独での応募もできません。

- ① 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている団体でないこと。
- ② 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- ③ 直近 3 年間に於いて、法人税等の税の滞納がないこと。
- ④ 三木市暴力団排除条例（平成 2 4 年三木市条例第 1 号）第 2

条第 1 号に規定する暴力団及び第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、第 3 号の規定に該当する者がいる団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ⑥ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、指定管理者としての指定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過していない団体でないこと。
- ⑦ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、指定管理者としての業務の全部又は一部を停止され、その停止期間満了の日から 1 年を経過していない団体でないこと。
- ⑧ 役員で指定期間の開始前又は開始後に速やかに防火管理者を定める見込みであること（ただし、既に防火管理者を定めている場合は、この限りでない。）。

(2) 欠格事項

申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ① 申請者及びその代理人等の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は選定委員に個別に接触した場合
- ② 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 所定の申請書類が提出期限までに調わなかった場合
- ④ 申請書類の提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

7 募集及び申請

(1) 募集

① 募集期間（配布期間）

令和 7 年 8 月 6 日（水）～令和 7 年 9 月 9 日（火）

午前 8 時 30 分～午後 5 時

※ 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

※ 正午～午後 0 時 45 分を除く。

② 募集要項等の配布場所

三木市 都市整備部 交通政策課 交通政策係（市役所 2 階）

三木市立各公民館等（市内 10 か所）

※ 市ホームページからもダウンロードできます。

③ 質問書の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり受付し、回答します。

ア 受付期限

令和 7 年 9 月 1 日（月） 午後 5 時

イ 受付方法

質問書（様式 5）に質問内容を記入の上、F A X 又は郵送若しくは電子メールのいずれかの方法により、8 ページに記載の「12 問合せ及び申請書提出先」まで送付してください。

ウ 回答方法

令和 7 年 9 月 5 日（金）までに、F A X により回答します。

なお、質疑内容が独自の提案に関わると市が判断したものについては当該法人等のみに回答し、それ以外の内容については応募者全員に回答します。

(2) 現地説明（見学）会の開催

① 開催日時

令和 7 年 8 月 2 0 日（水） 午後 1 時 3 0 分～

② 開催場所

自由が丘中公園バス待合施設 現地

（兵庫県三木市志染町中自由が丘 2 丁目 3 7 2 番地の 1 3）

③ 申込方法

参加申込書（様式 6）に参加予定者名（各団体 2 名まで）を記入の上、F A X 又は郵送若しくは電子メールのいずれかの方法により、8 月 1 9 日（火）正午までに 8 ページに記載の「12 問合せ及び申請書提出先」までお申込みください。

なお、応募予定の法人等は、できる限り御参加ください。

(3) 申請

① 申請期間

令和 7 年 8 月 6 日（水）～令和 7 年 9 月 9 日（火）

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

※ 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

※ 正午～午後 0 時 4 5 分を除く。

② 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

イ 団体の概要（様式２）（グループでの申請の場合は、様式２の１及び様式２の２）

ウ 自由が丘中公園バス待合施設指定管理者事業計画書（様式３）

エ 収支計画書（様式４、様式４の１、様式４の２及び様式４の３）

③ 添付書類

ア 定款、寄附行為又は団体規則若しくはこれらに類する書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務状況が分かる資料（直近３年間）

ウ 法人等の概要が分かるもの（設立趣旨、運営方針、事業内容、実績等）

エ 役員名簿及び履歴書

※ 法人の場合は、上記ア～エに加え、次に掲げる書類を添付してください。

オ 登記簿謄本及び印鑑証明書（３か月以内に取得したもの）

カ 納税証明書（法人税、法人市民税及び固定資産税で直近３年間のもの）

＊三木市、申請団体が所在する市町村及び国が発行するもの

※ その他の団体又はグループの場合は、上記ア～エに加え、次に掲げる書類を添付してください。

キ 代表者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書（３か月以内に取得したもの）

ク 代表者の市税の納税証明書（直近３年間のもの）

＊三木市及び代表者の住所地の市町村が発行するもの

※ その他必要に応じ、書類の提出を求めることがあります。

(4) 提出部数

正本１部及び副本１２部（副本は複写可）

(5) 提出方法

申請する法人等は、申請書類及び添付書類を８ページに記載の「12 問合せ及び申請書提出先」まで必ず持参してください。

F A X 又は郵送若しくは電子メールでの受付は行いませんので、御注意ください。

なお、申請に要する費用は、全て申請者の負担とします。

(6) その他

申請後において申請を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

なお、申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

8 指定管理料等の経費

(1) 指定管理料の考え方

指定管理者は、市が支払う指定管理料並びに自ら企画し実施する自主事業及び利用者に対するサービス提供事業の収入等を自らの収入とすることができます。

なお、自主事業及び利用者に対するサービス提供事業の実施により発生する光熱水費は、指定管理料に含むこととします。

(2) 指定管理者の収入

指定管理者の収入として見込まれるものは、次のとおりです。

ア 指定管理料

イ 自主事業及び利用者に対するサービス提供事業の実施により得られる収益

ウ 地域ふれあいバスの事務所の電気代

エ その他管理運営に伴い発生する収入のうち、市が認めたもの

(3) 指定管理者の支出

指定管理者の支出として見込まれるものは、次のとおりです。

ア 人件費

イ 事務費

ウ 施設設備等管理費（修繕費、光熱費、保守管理に要する経費等）

エ 自主事業及び利用者に対するサービス提供事業に係る事業費

オ 事業活動に伴い発生する公租公課

カ その他管理運営に伴い発生する経費のうち、市が支出すべきものを除いたもの

(4) 指定管理料の積算

支出計画（人件費、管理運営費）から、収入計画（管理運営収入、自主事業及び利用者に対するサービス提供事業からの繰入額）を差し引いた額を指定管理料として積算します。

なお、自主事業及び利用者に対するサービス提供事業に係る収

支については指定管理料の積算とは別に積算することとし、指定管理料の削減のために提案できる額を、収入計画のうち自主事業及び利用者に対するサービス提供事業からの繰入額として提案してください。

(5) 指定管理料の上限額

５年間 ３１，０００千円（消費税等相当額を含む。）

(6) 休館期間中の取扱い

大規模な自然災害及び市の都合等による休館期間中の指定管理料については、当初提案時には平常どおり開館しているものとして積算し、具体的な休館期間が確定した後、市と指定管理者の協議の上、年度協定で金額を確定させることとします。

9 指定管理者の選定

(1) 指定管理者の選定に当たっては、外部委員を含めた「三木市指定管理者選定委員会」を設置し、審査基準（別表１）に基づき、応募書類及びヒアリングによる審査を行います。

(2) 提案価格（指定管理料）が上限価格を超えた場合は、選定審査の対象外とします。

(3) 選定委員会の審査及びヒアリングは、全て非公開で行います。
なお、ヒアリングは、令和７年１０月中旬頃に行う予定です。

(4) 選定結果については、各申請者に文書で通知します。

(5) 指定管理者は、令和７年１２月三木市議会の議決を経て決定（指定）します。

(6) 指定管理者の応募がない場合又は指定管理者が決定しなかった場合は、再度募集を行うことがあります。

また、審査の結果、指定管理者なしとする場合があります。

内 容	日 時
募集要項等の配布期間	令和７年８月６日（水）～ 令和７年９月９日（火）
申請期間	令和７年８月６日（水）～ 令和７年９月９日（火）
質問書の受付期間	令和７年８月６日（水）～ 令和７年９月１日（月）
質問書の回答期限	令和７年９月５日（金）

現地説明（見学）会の申込期限	令和 7 年 8 月 1 9 日（火） 正午
現地説明（見学）会	令和 7 年 8 月 2 0 日（水） 午後 1 時 3 0 分～
指定管理者選定委員会の開催 （ヒアリングを含む。）	令和 7 年 1 0 月中旬
選定結果の通知	令和 7 年 1 1 月上旬
三木市議会による指定議決	令和 7 年 1 2 月
指定管理者の指定	令和 7 年 1 2 月
協定の締結 （基本協定及び年度協定）	令和 8 年 2 月
指定管理による業務開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）

10 協定の締結

議会の議決を経て指定された指定管理者と指定管理に関する正式な協定を締結します。

なお、協定は、指定期間全体を通じて適用する事項を定めた基本協定及び指定管理料等の年度ごとに取り決めるべき事項を定めた年度協定とします。

11 管理運営準備及び引継ぎ

指定された指定管理者は、指定期間の始期（令和 8 年 4 月 1 日）から円滑に業務を開始できるよう、指定管理者が自らの責任及び費用負担において、指定後速やかに管理運営の準備を開始し、市及び現在の指定管理者との引継ぎを行うこととします。

12 問合せ及び申請書提出先

三木市 都市整備部 交通政策課 交通政策係（担当：谷畑）

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 1 0 番 3 0 号

TEL：0794-82-2000（内線 2297）

FAX：0794-82-9625

E-mail：kotsuseisaku@city.miki.lg.jp

（質問書によりメールで質問を行う場合は、上記のアドレスに送付してください。）

(別表1) 審査基準

区分	審査項目		審査基準	点数
	大項目	中項目		
提案事業	基本的な考え方	管理運営の方針	施設の管理運営についての基本的な方針や考え方が示されているか	25
		施設の設置目的との適合性	バスの待合施設として利用者の利便性の向上が示されているか	
			地域の憩いやふれあいの場としてまちのにぎわいづくり及び生活支援についての理念や考え方が示されているか	
		市民等の利用者の平等な利用の確保	施設運営における市民等の利用者の平等な利用について考慮されているか	
			市民サービスの向上につながる方策が図られているか	
			障がい者等への対応が十分に図られているか	
	団体の安定性、継続性	管理運営の継続	団体の経営状況は良好で、継続した管理運営を行う体制や能力はあるか	10
			類似した施設管理の運営実績はあるか	
	事業計画内容	自主事業の取組	自主事業及び利用者に対するサービス提供事業に対する基本的な考え方や市民が参加できる事業などを提案しているか	45
			施設利用の促進のための工夫や方策はあるか	
			利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫はあるか	
		運営体制、組織	事業に必要な人員が確保され、管理責任や管理体制が明確となっているか	
			職員の育成について方針や計画が示されているか	
			管理業務の一部を第三者に委託する場合、その範囲等が示されているか	
		適正な管理	施設や設備などの維持管理についての考え方が示されているか	
			効率的な管理運営を図り、経費削減のための工夫が行われているか	
			定期的な自己評価を行うことが示されているか	
			苦情への対応が適切に行える方針、体制が示されているか	
		安全管理、緊急時の対応	安全対策や従事者の教育、訓練の計画はあるか	
			緊急時の対応や連絡体制が示されているか	
			利用者等の個人情報のセキュリティ対策が図られているか	
			指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	
提案価格	管理運営経費	管理運営経費	提案価格	20
合 計				100